教育福祉委員会委員長報告書

令和２年６月１２日

教育福祉委員会に付託されました案件は、議案４件、陳情１件でありますが、そのうち陳情第３号「子どもの権利条約を遵守し、別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備と支援を求める陳情書」については、継続審査の申し出をしておりますので、それ以外の議案４件につきまして、審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第３８号「専決処分の承認を求めることについて流山市介護保険条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和２年３月３０日に公布されたことに伴い、令和２年度以後の年度分の介護保険料の賦課について特に緊急を要したため、同日付けで専決処分したので、その承認を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第３９号「流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、精神障害者保健福祉手帳１級所持者へ助成する医療の範囲及び支給する医療費の額を拡大するとともに、支給方法を現物給付とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４０号「流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、公の施設として流山市おおたかの森児童センターを設置し、その管理及び当該施設において実施する一時預かり事業について必要な事項を定め、指定管理者による管理を行わせるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第４１号「流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改正するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育福祉委員会の委員長報告を終わります。